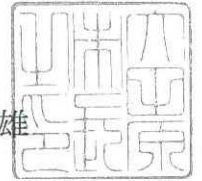


大生第87号
那広行ク第20号
平成26年7月15日

大田原市
一般廃棄物収集運搬許可業者 様

大田原市長 津久井 富雄



那須地区広域行政事務組合管理者 津久井 富雄



剪定枝木・草等の搬入制限緩和について（通知）

大暑の候 貴方につきましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から当市及び当組合の環境行政について、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年10月から剪定枝木・草等の焼却を停止してきたところではありますが、近年は通常ごみから発生する焼却灰等の放射性物質濃度の値が低減されており、混焼率を把握した剪定枝木・草等の試験焼却におきましても管理値内での結果となっております。

この試験焼却の結果及び本年4月から再開したステーション回収の結果を踏まえ、平成26年8月1日から下記のとおり、広域クリーンセンター大田原の搬入制限を緩和することといたしましたので通知いたします。

今後もしばらくの間は焼却灰等の濃度管理を続けての運転となります。

状況によっては搬入条件を変更することがありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

追伸：日頃から搬入ごみの展開検査を行っておりますが、資源物（ペットボトル、段ボール、チラシ、コピー用紙）の混入が大変目立ちます。この件も合わせましてお取引事業者様へ分別及び排出方法等の徹底についてのご周知方、宜しく願い申し上げます。

記

開始時期 平成26年8月1日から

対象物 平成25年4月以降に発生した剪定枝木、草、落ち葉等

受付量等

①通常の事業所回収の場合

1 事業所に付き1回の収集で1袋(45ℓ程度の大きさ)又は3束まで
※袋を利用しない場合は、ひもで縛っても可(枝の太さは10cm以下、
長さは50cm以下厳守)

②一般家庭又は事業所からの枝木のための臨時収集の場合

1 依頼に付き10袋(45ℓ程度の大きさ)程度まで(概ね50kg)

注意事項

一般の収集運搬許可業者様がお取引先の事業者様から依頼等があった場合は、上記受付量等の①又は②の方法で収集を行うことは可能ですが、廃棄物の種類について大田原市から「限定許可」を取得している収集業者様については、剪定枝木等を収集運搬することができない場合もございますので、ご注意ください。

問い合わせ先

大田原市民生部生活環境課環境対策係
電話0287-23-8706

那須地区広域行政事務組合

広域クリーンセンター大田原

電話0287-20-2270